

那須塩原市建設工事等請負業者指名選定等に関する方針

第1 基本的事項

- 1 この方針は、建設工事、業務委託及び物品その他（以下「工事等」という。）の入札参加資格者の指名選定及び条件付一般競争入札の参加資格要件の設定等（以下「指名選定等」という。）について適用する。
- 2 事業者の適正な履行能力を重視するとともに、公正な競争の確保に努めるものとする。
- 3 指名選定等に当たっては、有資格者の公平な取扱いに留意する。
- 4 工事等の発注に当たっては、早期・計画的発注に努め、発注の平準化を図るものとする。また、必要に応じて債務負担行為や継続費の設定を行うなど、受注者が十分対応できるよう適正な工期（納期）の設定に配慮するものとする。
- 5 分離・分割発注については、受注機会の拡大の観点のほか、限られた数の技術者の有効活用にも配慮し、適切な設定を行うものとする。
- 6 施工場所の距離その他の事情を勘案し、一括発注が可能であると判断される建築工事については、工事統合により大括り化するものとする。
- 7 指名選定等に当たっては、基本的に市内業者を優先する。ただし、専門性又は特殊性を有する工事等にあつては、指名業者選考会議又は入札参加者資格審査会が相当と認める場合は、市外業者を指名選定等できるものとする。

第2 競争入札に関する共通事項

- 1 指名業者数
指名業者数の適正化、平準化により受注機会の均衡を図るため、指名業者数は、原則として5者以上12者以内（電子入札によるものにあつては、5者以上）とする。ただし、工事等の特殊性、発注頻度、当該業種の入札参加資格者数等により、これと異なる指名業者数とする必要があるときは、この限りでない。
- 2 準市内業者の取扱い
準市内業者の指名は、業者の事務所形態、工事等の規模・内容、競争性の確保等を総合的に勘案して行うものとする。
- 3 分離・分割発注の取扱い
分離・分割発注による落札者は、原則として、当該工事等の分離・分割工事等の指名から除外する。ただし、同時指名の場合は、落札した場合の取扱いを明示して、いずれの工事等にも指名する。

第3 建設工事に関する事項

- 1 格付対象7工種（土木一式、建築一式、電気、管、舗装、水道施設及び解体工事）については、原則として事後審査型条件付一般競争による電子入札とする。
- 2 工種別格付等級及び格付等級別発注標準額
建設工事の発注に当たっては、原則として那須塩原市入札参加業者選定要綱（平

成17年那須塩原市告示第94号)別表によるものとする。

3 近接工事の取扱い

先行して発注した工事の施工現場(完成検査に合格していない工事の現場を含む。)からおおむね500メートルの範囲内にある工事(以下「近接工事」という。)を発注する場合は、当該近接工事と先行工事の工種の異同にかかわらず、原則として先行工事の受注者は、近接工事の入札に参加できないものとする。指名又は入札公告をしようとする工事が、同時に指名若しくは入札公告をする工事又は指名若しくは入札公告中の工事であって落札決定がなされていないものの近接工事となるときは、取扱い又は重複して落札できない旨を明示して、いずれの工事にも指名し、又は入札参加できる取扱いとする。

第4 その他

この方針に定めのない事項及び特殊な工事等に関する事項については、指名業者選考会議又は入札参加者資格審査会において定める。

附 則

この方針は、平成27年4月1日から適用する。